

2022年1月5日

日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

金融審議会公認会計士制度部会報告の公表を受けて

昨日、「金融審議会公認会計士制度部会報告―上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて―」が公表されました。これは、2021年11月12日に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」の論点整理に掲げられた内容のうち、金融審議会公認会計士制度部会（以下「本制度部会」といいます。）において、公認会計士制度に関する事項について検討した結果が取りまとめられたものです。

本制度部会では、「会計監査の信頼性確保のための方策」について2つ、「公認会計士の能力発揮・能力向上に向けた環境整備」について5つ、の計7つの論点が示されました。

会計監査の信頼性確保のための方策に関しては、上場会社監査事務所登録制度の在り方、中小監査事務所を含めた上場会社を監査する担い手の監査品質の一層の向上について、活発な議論が行われました。

当協会が自主規制として運用している上場会社監査事務所登録制度については、公認会計士法に定める制度とする方向性が示されるとともに、当協会の知見・ノウハウを最大限有効に活用できる制度的枠組みとすることとされました。当協会は、上場会社監査事務所登録制度を一層実効性のあるものとするため、詳細な制度設計とその運用に責任を持って取り組むと同時に、特に中小監査事務所に対して経営基盤の強化と充実した情報開示を実現させるための支援を行うことにより、資本市場の信頼性の維持・向上に、より一層貢献していく所存です。

公認会計士の能力発揮に向けた環境整備として、当協会が強く要望したとおり、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を緩和する方向性が示されました。これにより監査法人の社員・職員とその配偶者の活躍の機会が広がることが期待されます。

公認会計士の能力向上については、研修内容の更なる充実に加え、中長期的には、公認会計士試験制度、修了考査を含む実務補習制度及び継続的専門研修制度を、公認会計士の能力開発に係る一体的な制度として再構築する必要があると当協会は考えています。公認会計士の能力発揮・向上に向けた環境の整備を主体的に進めて参ります。

以上に加えて、会計に関する教育・啓発活動について、当協会に対して会計教育の一層の推進を求めることが提言されました。当協会は、我が国における会計リテラシーの定着に向けて、会計に関する教育・啓発活動を一層推進して参ります。

今回の7つの論点以外にも、現在の制度には、監査法人の大規模化への適応、公認会計士・監査法人の業務の拡充への適応等の重要な課題が残されています。当協会は、これらの課題に適時・適切に対処すべく金融庁をはじめ関係各所との議論を続けて参ります。

以 上